

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	公立保育施設の食材料費高騰対策	①物価高騰に直面する保育施設等において、従来通りの栄養バランス及び量を保った給食を提供するため、副食材料費の物価高騰相当分(70円分)を本交付金を財源として支援することにより、副食費の保護者負担額の増額を抑制する。 ②需用費 ③70円×433,500人日 ④公立保育所・認定こども園22施設の保護者(教職員等を除く)	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	私立保育施設の食材料費高騰対策	①物価高騰に直面する保育施設等において、従来通りの栄養バランス及び量を保った給食を提供するため、副食材料費の物価高騰相当分(70円分)を本交付金を財源として補助することにより、副食費の保護者負担額の増額を抑制する。 ②補助金 ③70円×704,424人日 ④私立保育施設等(認可)の保護者(教職員等を除く)	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	公立幼稚園の給食材料費高騰対策	①物価高騰に直面する幼稚園において、従来通りの栄養バランス及び量を保った給食を提供するため、副食材料費の物価高騰相当分(70円分)を本交付金を財源として支援することにより、副食費の保護者負担額の増額を抑制する。 ②需用費 ③70円×31,298人日 ④公立幼稚園1施設の保護者(教職員等を除く)	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校施設の給食材料費高騰対策(中学校分)	①高騰する食料費の増額分を支援し、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施を行う。 ②随材料費 ③1食当たりの単価をそれぞれ引き上げる。 中学校分 280円→380円 +100円 【費用額】 中学校分100円×5,147食×196日=100,881,200円 =100,881千円 3センター端数切上後 100,882千円 ④市立中学校保護者(教職員等を除く)	R8.4	R9.3
6	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等への物価高騰支援事業(障害福祉サービス)	①物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等へ支援し、安定的なサービスの確保を図るもの。 ②支援金 ③・入所系サービス 定員一人当たり13,500円×1,526人 ・通所系サービス 定員一人当たり4,500円×2,453人 ・訪問系サービス 一事業所当たり15,000円×42施設 ④障がい者施設:入所系施設、通所系施設、訪問系 障がい児施設:入所系施設、通所系施設、訪問系	R8.4	R9.3
7	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等への物価高騰支援事業(介護サービス)	①物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等へ支援し、安定的なサービスの確保を図るもの。 ②支援金 ③・入所系サービス 定員一人当たり13,500円×3,050人 ・通所系サービス 定員一人当たり4,500円×2,036人 ・訪問系サービス 一事業所当たり15,000円×112施設 ④介護保険施設:入所系施設、通所系施設、訪問系	R8.4	R9.3